

社発第 T-111 号
平成 25 年 6 月 14 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 小林 英三

㈱東京証券取引所と㈱大阪証券取引所の現物市場統合等
に伴う「貸借取引貸出規程」の一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、㈱東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、平成 25 年 7 月 16 日付で実施する
㈱大阪証券取引所（以下「大証」といいます。）との現物市場の統合（以下「市場統合」といいます。）
に伴い、東証において有価証券の売買を行うことができる取引資格の新設（以下この資格を付与
された者を「現物取引参加者」といいます。）および新たな有価証券の上場等について公表してお
ります。

また、当社は大阪証券金融㈱（以下「大証金」といいます。）と効力発生日を平成 25 年 7 月 22
日として合併する（以下この合併を「本合併」といいます。）予定でございますが、本合併に伴い、
存続会社である当社は、大証市場において成立した個別証券オプション取引の権利行使により成
立する対象有価証券の売買にかかる決済のための貸借取引（以下「大証オプション貸借取引」と
いいます。）を大証金から承継することとなります。

つきましては、これに伴う貸借取引にかかる制度整備を図るため、「貸借取引貸出規程」の一部
改正につき金融庁長官の認可が得られることを条件に、下記のとおり貸借取引関連規程の改正等
を行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 「貸借取引貸出規程」の一部改正 … 別紙 1

(改正内容)

- ・平成 25 年 7 月 16 日付けで貸借取引を利用することのできる者（以下「貸借取引参加者」といいます。）に東証の「現物取引参加者」を加える。
- ・平成 25 年 7 月 22 日付けで貸借取引貸付の対象とする金融商品市場を開設する取引所に「株式会社大阪証券取引所」を加えると同時に、貸借取引参加者に大証の「先物取引等取引参加者」を加える。

2. 「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正 … 別紙2
(改正内容)

- ・ベンチャーファンドにかかる権利処理等手数料をETFやETNと同様に株式の10分の1とし、カンントリーファンドにかかる権利処理等手数料を株式と同じ料率とする。

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>第 1 条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、<u>株式会社大阪証券取引所</u>、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) <u>株式会社東京証券取引所の総合取引参加者または現物取引参加者</u></p> <p>(2) <u>株式会社大阪証券取引所の先物取引等取引参加者（前号に掲げる者に限る。）</u></p> <p>(3) <u>証券会員制法人札幌証券取引所の正会員</u></p> <p>(4) <u>証券会員制法人福岡証券取引所の正会員</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる者であって清算機関の清算資格を有しない者（以下「非清算参加者」という。）から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた金融商品取引業者</u></p> <p>(6) <u>非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた登録金融機関</u></p>	<p>第 1 条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) 株式会社東京証券取引所の総合取引参加者</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から実施する。ただし、第 1 条柱書の改正規定および同条第 1 号の次に 1 号を加える規定は、平成 25 年 7 月 22 日から実施する。</p>	

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. 第 1 項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第 2 項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第 3 項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、第 3 項の規定を受益証券（不動産投資信託証券の受益証券を除く。）、<u>投資証券（不動産投資信託証券の投資証券を除く。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券（カントリーファンドを除く。）、受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものを除く。）および外国受益証券発行信託の受益証券について準用する場合の権利処理等手数料の料率は、同項に定める料率に 10 分の 1 を乗じて得た額とする。</u></p> <p>付則 この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から実施する。</p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. 第 1 項の規定は優先出資証券、受益証券、投資証券および受益証券発行信託の受益証券に、第 2 項の規定は外国株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に、第 3 項の規定はこれら全ての有価証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、第 3 項の規定を受益証券（不動産投資信託証券の受益証券を除く。）、外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受託有価証券が外国株券であるものを除く。）および外国受益証券発行信託の受益証券について準用する場合の権利処理等手数料の料率は、同項に定める料率に 10 分の 1 を乗じて得た額とする。</p>